

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

| 法令名 | 社会福祉法 | 担当課 | 保健福祉課 | 検索番号 | 2-2 |
|---|---------------------------|-------|-------|------|-----|
| 不利益処分 | 社会福祉連携推進法人の法令等の違反に対する措置命令 | | | | |
| (根拠規定) | | | | | |
| [社会福祉法第144条] 第五十六条(第八項を除く。)、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二(第二項を除く。) 及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。 | | | | | |
| 第五十六条第四項から第七項 まで、第九項及び第十一項、 第五十七条の二、第五十九条 並びに第五十九条の二第四項 | 所轄庁 | 認定所轄庁 | | | |
| [社会福祉法第56条第6項] 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告 に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措 置をとるべき旨を命ずることができる。 | | | | | |
| (処分基準) 「社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社 会・援護局長通知)」 | | | | | |
| (その他) | | | | | |